

資 料 提 供
平成26年9月25日
農林水産部農業政策課
課長 竹本 重久
内線 4610
外線 076(225)1610

志賀農業協同組合に対する報告徴求命令について

本日、志賀農業協同組合（本所：志賀町）に対して、農業協同組合法第93条第1項に基づき、下記のとおり報告を命じました。

記

1 命令内容

平成26年9月5日に当組合から報告のあった不祥事件について、次のとおり報告を求める。

(1) 報告を求める事項

- ①本件不祥事件の調査
- ②本件不祥事件の報告遅延の背景、原因
- ③本件不祥事件の再発防止策
- ④組合の法令等遵守体制 など

(2) 報告期限

平成26年10月31日（金）

2 理由

志賀農業協同組合については、平成26年9月5日に県に対して不祥事件の報告があった。

報告の内容は、定期預金証書・通帳の偽造疑い及び不正貸付であり、当組合に対して、事実関係の詳細や原因などを明らかにするとともに、再発防止のための措置を求めるため。